

「持続的発展」 に向けた 経営力の向上

運転資金・設備資金のご相談は商工会へ



まずは、ご相談を！



筑紫野市商工会では
下記融資制度の受付を
行っています。

銀行等融資

筑紫野市
中小企業融資制度

P.2

福岡県
中小企業融資制度

P.5

日本政策金融公庫融資

日本政策金融公庫
(国民生活事業)

P.3~4

各種融資制度の必要書類についてはP6・7をご覧ください。

ご相談はお気軽に、まずはお電話を…



筑紫野市商工会

〒818-0058 筑紫野市湯町3丁目2-5

TEL.092-922-2361

FAX.092-921-1029



筑紫野市中小企業融資制度について



筑紫野市は中小企業の自主的経済活動を促進し、企業の安定を図ることを目的に、市内金融機関及び福岡県信用保証協会などと連携し、円滑な資金調達のための融資制度を設けています。筑紫野市中小企業融資制度を完済された方は、要件を満たすことで信用保証協会に支払った保険料の補助を筑紫野市から受けることができます。



資金名	筑紫野市中小企業融資制度
融資額	1,000万円以内
融資利率	県融資制度の小規模事業者振興資金に準じる
保証料	福岡県信用保証協会の定める信用保証料 ※別途、保証料補助制度あり
使途・期間	運転資金・設備資金ともに7年以内
担保・保証人	担保は原則不要、保証人は原則不要(法人の場合は代表者のみ)
申込場所	筑紫野市商工会
指定金融機関	[銀行]福岡・西日本シティ・筑邦・福岡中央・佐賀・北九州、福岡県信用組合 市内にある各支店

※創業前又は創業後1年未満の場合、筑紫野市中小企業融資制度はご利用できません。

○融資対象

次の要件を満たしている事業所

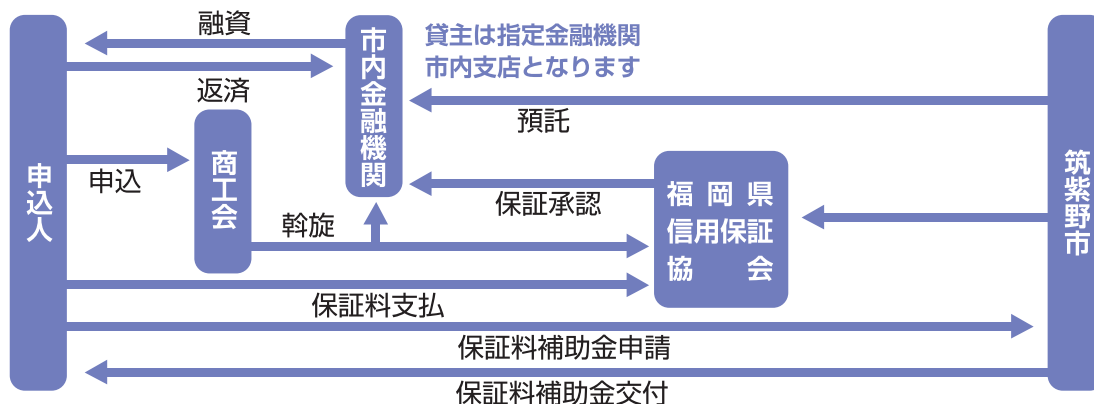
市内に主たる事業所を有し、市内にて引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者であって、市税の滞納がない者

※市内に主たる事業所を有しとは・・・

個人事業主の場合・・・主たる事業所が市内にあるもの

法人の場合・・・登記上の本店住所が市内であるもの

●筑紫野市中小企業融資制度の仕組みと商工会の位置づけ



●保証料補助制度

保証料の補助対象者

筑紫野市中小企業融資制度により借入れた事業資金を全額返済したもので、次の各号に該当するもの

- (1)当該借入れに係る保証料を完納したもの
- (2)借入日から全額返済した日までの期間において市内に主たる事業所(法人は登記上の本店)を有し、かつ、引き続き同一事業を営んでいた者

保証料補助の額

当該保証料として保証協会に対して支払った額(還付金がある場合は、その還付金を差し引いた額)

●申請する保証料補助の額の計算

①借入れ時の返済期間で約定完済した場合

保証協会に支払った保証料＝申請できる保証料補助の額

②返済期間内に完済(繰上げ返済・借換)した場合

保証協会に支払った保証料－保証協会からの返戻金(還付金)
＝申請できる保証料補助の額

保証料補助の交付申請

全額返済が完了した時から1年以内の6月又は12月に、保証料補助金交付申請書(様式第1号)に保証料の支払額を証明できる書類(還付金がある場合は、還付金の額を証明できる書類)を添付し、筑紫野市商工会を経由し、市長に提出しなければならない。

●保険料補助の申請先は商工会です。

6月又は12月の指定期日までに次の書類を提出していただきますようお願いいたします。

- ①様式第1号(第4条関係)筑紫野市中小企業融資制度保証料補助金交付申請書
- ②信用保証料完納証明書
- ③請求書

※上記①・②・③の用紙は、商工会に準備しています。

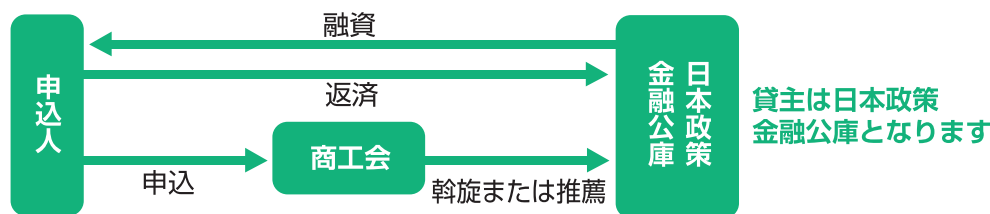
～補助金交付申請を行わなければ、補助金の交付を受けることはできません。～

日本政策金融公庫（国民生活事業）融資制度について



日本政策金融公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的とする政策金融機関です。その中にある国民生活事業では、地域の身近な金融機関として、小規模事業者や創業予定の皆さまへの事業資金融資などを行っています。商工会では日本政策金融公庫融資（国民生活事業）の相談と斡旋・推薦を行っています。

● 日本政策金融公庫（国民生活事業）融資制度の仕組みと商工会の位置づけ



● 一般貸付

対象	事業を営むほとんどの業種の中小企業の方 (業種や経営内容等によってはご利用いただけない場合がございます)
融資額	設備・運転 4,800万円 特定設備 7,200万円
融資利率	毎月変動しますので、詳しくはお近くの日本政策金融公庫にお尋ねください。
融資期間	設備10年以内(据置2年以内) 運転5年(特に必要な場合7年)以内(据置1年以内) 特定設備20年以内(据置2年以内)
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます

● 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

対象	従業員が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下で、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以上である事業者。商工会・商工会議所の会員・非会員を問いません
融資額	2,000万円以内 無担保・無保証人
融資利率	特別利率 ※毎月変動しますので、詳しくはお近くの日本政策金融公庫にお尋ねください。
融資期間	設備資金・運転資金 10年以内(うち据置期間2年以内)
使途	地域の雇用や産業を支える小規模事業者の経営改善を促進することを目的とし、持続的な経営に向けた取り組みを支援します
担保・保証人	無担保・無保証人

マル経融資の流れ

- STEP 1 伴走支援** 相談を受けた小規模事業者に対して、商工会・商工会議所等が伴走支援します。
- STEP 2 推薦依頼** 商工会・商工会議所等にマル経融資の推薦を依頼してください。
- STEP 3 推薦** 商工会で受付後、審査を経て、日本政策金融公庫へ推薦します。
- STEP 4 融資** 日本政策金融公庫の審査を経て、小規模事業者に融資が行われます。

【併用できる特例制度】

○ 貸上げ貸付利率特例制度

以下のどちらかに該当する場合、特別利率

－0.5% (貸付後から2年)

- ・ 雇用者給与等支援額が直近の決算時と比較して、2.5%以上増加する見込みがある者
- ・ 雇用者給与等支給額が直近の決算時において、既に2.5%増加している者

日本政策金融公庫（新規開業・スタートアップ支援資金）



日本政策金融公庫 国民生活事業では、「新規開業・スタートアップ支援資金」をはじめとした創業融資を通じて、幅広い方の創業・スタートアップを重点的に支援しています。次のいずれかに該当する方は、以下のページもご覧ください。

女性、若者、シニアの方で創業する方
廃業歴等があり、創業に再チャレンジする方
中小会計を適用して創業する方

また、創業期の方（新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方）は創業融資のご案内ページもご覧ください。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

対象	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方 新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金
融資額	7,200万円
融資利率	基準利率。ただし、次の要件に該当する方が必要とする資金(原則として土地にかかる資金を除く。)は特別利率。 【特別利率A】 1. 女性の方、35歳未満または55歳以上の方 2. 外国人企業活動促進事業における特定外国人起業家の方で新たに事業を始める方 3. 創業塾や創業セミナーなど(産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業)を受けて新たに事業を始める方 4. 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用しているまたは適用する予定の方であって、自ら事業計画書の策定を行い、認定経営革新等支援機関(税理士、公認会計士、中小企業診断士など)による指導および助言を受けている方 5. 地域おこし協力隊の任期2年目以降の方または任期終了後1年以内の方であって、同隊として活動した地域で新たに事業を始める方 6. Uターン等により地方で新たに事業を始める方 ただし、次のいずれかに該当する方は【特別利率B】 ・左記3に該当する女性の方 ・左記3に該当する35歳未満の方 ・左記5に該当する過疎地域で新たに事業を始める方 ・左記6に該当する過疎地域で新たに事業を始める方
	【特別利率B】 7. 日本ベンチャーキャピタル協会の会員(賛助会員を除く。)等または中小企業基盤整備機構もしくは産業革新投資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資を受けている方(見込まれる方を含む。) 8. 新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した起業支援金の交付決定を受けて新たに事業を始める方
	【特別利率C】 9. 新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した起業支援金および移住支援金の両方の交付決定を受けて新たに事業を始める方
	【特別利率A・B・C】 10. 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方
融資期間	設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金 10年以内(うち据置期間5年以内)
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談をさせていただきます
その他	利率など資金の詳細や併用できる特例制度は上記二次元コード(ホームページ)で確認ください。

● 日本政策金融公庫ダイレクトアプリ・インターネット申込

事業資金の借入申込みはインターネット申込が便利です!!

そっと変える、しっかり届ける、もっと近くに

ダウンロード(無料)はこちらから

iPhoneをご利用の方

Androidをご利用の方

ポイント1 インターネット上でお申込手続きが完結

ポイント2 24時間365日いつでもお申込み可能

ポイント3 来店・郵送によりスピーディーに完結

日本公庫ダイレクトアプリ 最短5分で登録完了!

ご利用の流れ

1. アプリをダウンロード
2. 新規会員登録(日本公庫ダイレクトIDをお持ちでない方)
3. ログイン
4. 取引事業を選択
5. 利用開始

パソコン等からインターネット申込みも可能です!



● 日本政策金融公庫電子契約サービス(本サービスのメリットと特徴)

契約書類への記入・押印レス!

電子化された契約書に電子署名を行うため、契約書類への記入・押印や収入印紙は不要です。

契約手続きがスピーディー!

お客さまのパソコンやスマートフォンから、遠隔地でも便利に契約手続きを行うことができます。

契約書類の管理が簡単!

いつでも電子契約サービス上にある契約書類の確認・ダウンロードが可能です。ログインには専用のID・パスワードを利用するため、セキュリティも安心です。

利用料 本サービスの利用料は無料です。(本サービスを利用するうえで発生する通信費用等はお客さまにてご負担いただきます。)

ご利用時間 月曜日～土曜日の9時～23時までです。

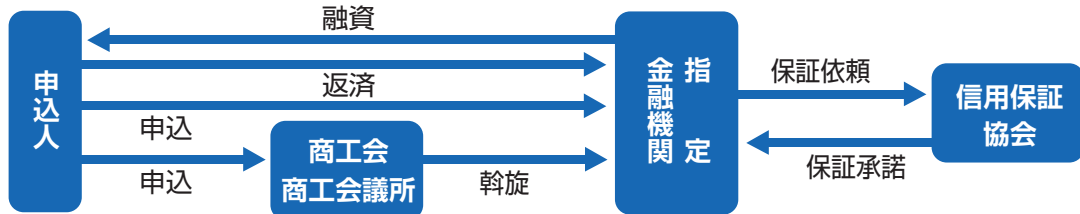
※祝日でもご利用いただけます。
 ※お問い合わせの受付時間はお取引いただく事業のページをご確認ください。



● 小規模事業者振興資金

資金名	小規模事業者振興資金[または小口零細企業保証型]
対象	通常の事業資金が必要な場合
融資額	5,000万円以内(設備資金8,000万円以内)[小口零細企業保証型の場合は2,000万円以内]
融資利率	1.70%
保証料率	0.45%~1.62%[責任共有制度対象外の場合1.75%以内]
使途・期間	運転資金、設備資金ともに10年以内(いずれも据置期間2年以内)
担保・保証人	担保は必要に応じて徴求、保証人は原則不要(法人の場合は代表者のみ) [小口零細企業保証型の場合は、担保は原則不要]
申込場所	商工会、商工会議所、指定金融機関
指定金融機関	[銀行]福岡・西日本シティ・筑邦・福岡中央・北九州・佐賀・十八・親和、指定信用金庫、指定信用組合
融資対象	県内に事業所を有し、現に事業を営む従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者 [小口零細企業保証型の場合は加えて当該申込額を含めた保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下であるもの※NPO法人は対象外]

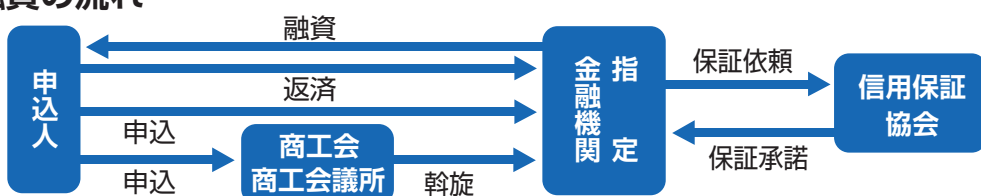
融資の流れ



● 新規創業資金

資金名	新規創業資金
対象	創業時又は創業後に必要な事業資金(創業後は、借換資金も含む)
融資額	3,500万円以内(各融資対象は相互に併用可。ただし、新規創業資金と成長支援資金は合算で3,500万円以内)
融資利率	(1)~(4)、(9) 1.60% (5)~(8) 1.50%
保証料率	0% (ただし、スタートアップ創出促進保証制度により経営者保証を免除する場合は0.2%) (ただし、他の資金や、新規創業資金及び成長支援資金のうち保証料率0%又は0.5%(経営者保証を不要とする場合の上乗せ分を除く)が適用されたものを借換する場合は、1.01%以内(創業後で決算到来済の方は1.76%以内)となる場合がある。) (ただし、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、①申込日の直前の決算における
融資期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内(据置期間2年以内、スタートアップ創出促進保証適用時は1年以内)
担保	不要
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要。 ただし、法人については、経営者保証免除適用時は徴求しないほか、一定の場合徴求しないことができる。
申込場所	商工会議所・商工会・指定金融機関
融資対象	次のいずれかに該当する者で、別表3に掲げる規模で特定事業を営む者。 (1)事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに県内で創業しようとする具体的計画を有する者又は創業した日から1年を経過していない者 (2)事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに県内で会社を設立して事業を開始する具体的計画を有する者又は事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日から1年を経過していない者 (3)県内で事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに県内で中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的計画を有する者又はその設立の日から1年を経過していない者 (4)会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に掲げる創業者とみなされる者(当該会社の設立の日から1年を経過していない者に限る) (5)(1)若しくは(2)に該当する女性又は開業日時点でその代表者が女性であって、(9)に該当する者 (6)開業予定日時点で満35歳未満であって、(1)若しくは(2)に該当する者又は開業日時点でその代表者が満35歳未満であって、(9)に該当する者 (7)開業予定日時点で満55歳以上であって、(1)若しくは(2)に該当する者又は開業日時点でその代表者が満55歳以上であって、(9)に該当する者 (8)(1)若しくは(2)に該当する者であって、認定特定創業支援等事業による支援を受けた者(この場合、(1)の「1か月以内」及び(2)の「2か月以内」は「6か月以内」とする。)又は(3)に該当する者であって、現に事業を営む会社の役員で新たに設立される会社において発起人から引き続いて役員となった者に認定特定創業支援等事業による支援を受けた者がいる者 (9)NPO法人であって、その設立の日から1年を経過していない者
備考	スタートアップ創出促進保証適用時は、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを要する。 融資対象の(1)から(4)まで及び(8)については、NPO法人は対象外とする。

融資の流れ



● その他の資金

上記資金以外に融資の種類や目的により各種資金がございます。
詳細は上記二次元コード(ホームページ)で確認下さい。

筑紫野市中小企業融資制度ほか 必要書類について

No	必要書類	チェック	福岡県中小企業融資制度				筑紫野市中小企業融資制度		備考
			小規模事業者 振興資金		新規創業資金		個人	法人	
			個人	法人	個人	法人			
1	信用保証委託申込書(借入申込書)		○	○	○	○	○	○	
2	申込人(企業)概要		△	△	△	△	△	△	初回の保証利用か、前回利用後変更のある場合に必要
3	信用保証委託契約書		○	○	○	○	○	○	
4	個人情報に関する同意書(保証協会)		○	○	○	○	○	○	
5	個人情報に関する同意書(残高照会) 兼反社会的勢力でないことの 表明・確約書		○	○	○	○	○	○	
6	個人情報に関する同意書 (筑紫野市制度融資用)						○	○	
7	決算書・申告書(写)		○	○	△	△	○	○	●税務申告2期以上の場合は2期分必要 ●税務申告が1期以上2期末満の場合は1期分のみ必要 ※法人は勘定科目明細書も含む
8	直近の残高試算表			△		△		△	決算後6ヶ月を過ぎている場合に必要
9	新規創業計画書(様式あり)				○	○			
10	月別事業実績表		△	△	△	△			事業歴が1年未満の場合に必要
11	受注工事明細書		△	△	△	△	△	△	建設業の場合に必要
12	工事・設備の見積書及び図面		△	△	△	△	△	△	設備資金申込みの場合に必要
13	許認可証(写)		△	△	△	△	△	△	許認可が必要な業種は必要。すでに提出済で、その認可証が有効期間内である場合は不要
14	現在の事業用資金の借入状況が分かる もの(返済予定表等)		△	△	△	△	△	△	借入金があれば必要
15	印鑑証明書(発行後3ヶ月以内)		○	○	○	○	○	○	法人の場合は法人と代表者のものがそれぞれ必要
16	住民票(発行後1ヶ月)		△		△		△		初回の保証利用の場合に必要
17	商業登記簿謄本(発行後1ヶ月)			○		○		○	
18	事業税の納税証明書		○	○	○	○			事業税が非課税の場合、法人であれば県民税、個人であれば市県民税の納税証明が必要となる
19	個人市県民税納税証明書		△		△				事業税が非課税の場合に必要。個人市県民税も非課税の場合は、その非課税証明書が必要になる
20	法人県民税の納税証明書			△		△			事業税が非課税の場合に必要。法人設立直後で第1決算期が到来していない場合は「県税に未納のない証明書又は、税務署への開業届(受付印のあるもの)」が必要になる
21	市税の滞納のない証明書						○	○	個人の場合で、住所地が市外の場合は、住所地と筑紫野市のものがそれぞれ必要
22	事業計画書		△	△	△	△	△	△	あれば添付が望ましい
23	新規創業資金にかかる追加書類				○	○			



日本政策金融公庫(国民生活事業)融資制度 必要書類について

No	必要書類	チェック	初回の決算がお済みの方		創業前または初回決算がお済みでない方		マル経融資を希望の方		備考
			個人	法人	個人	法人	個人	法人	
1	借入申込書		○	○	○	○			
2	小規模事業者改善資金借入推薦依頼書(借入申込書)						○	○	
3	個人情報に関する同意書		○	○	○	○			
4	企業概要書(様式あり)		△	△					始めて利用する場合に必要
5	創業計画書(様式あり)				○	○			中小企業経営力強化資金の申込のため事業計画書を提出する場合は不要
6	決算書・申告書(写)		○	○			○	○	●税務申告2期以上の場合は2期分は必要 ●税務申告が1期以上2期末満の場合は1期分のみ必要 ※法人は勘定科目明細書も含む
7	直近の残高試算表			△			△	△	決算から6ヶ月を経過している場合に必要
8	工事・設備の見積書及び図面		△	△	△	△	△	△	設備資金申込みの場合に必要
9	商業登記簿謄本(発行後3ヶ月以内)			△		△		△	初めての利用か、前回利用後変更のある場合に必要
10	不動産登記簿謄本(発行後3ヶ月以内)		△	△	△	△	△	△	●担保を提供する場合に必要 ●マル経融資については不動産をお持ちであり、初めて利用する場合に必要(土地建物所有の場合は両方)
11	個人市県民税の納税証明書						○		
12	法人市県民税の納税証明書							○	
13	法人県民税の納税証明書							○	
14	事業税の納税証明書						△	△	事業税が課税されている場合に必要
15	所得税の納税証明書						○		その2 所得金額の証明 ※事業用
16	法人税の所得証明書							○	その2 所得金額の証明 ※事業用
17	固定資産評価証明書(写)						△	△	不動産をお持ちであれば必要
18	受注工事明細書						△	△	建設業の場合に必要
19	許認可証(写)		△	△	△	△	△	△	許認可が必要な業種は必要
20	現在の事業用資金の借入状況がわかるもの(返済予定表等)						△	△	借入金があれば必要
21	営業実態の確認ができる書類						○	○	別途商工会より指示いたします
22	事業計画書		△	△	△	△			●あれば添付が望ましい ●中小企業経営力強化資金を申込みされる場合には必要(様式あり)
23	都道府県知事の「推薦書」※		△	△	△	△			生活衛生事業を営まれる方で、生活衛生同業組合に加入しておらず、設備資金申込みの場合で500万円超の場合に必要 ※生活衛生事業に該当するかどうかは、日本標準産業分類による業種区分によって判断します
24	生活衛生同業組合が交付する「振興事業に係る資金証明書」		△	△	△	△			生活衛生同業組合の組合員の方で振興事業貸付を希望される方のみ必要。所属する生活衛生同業組合に証明書交付依頼のご相談をしてください

※都道府県知事の「推薦書」が必要な場合は、(公財)福岡県生活衛生営業指導センターに下記書類を提出してください。

福岡県生活衛生営業指導センターについては背表紙をご確認ください。

No	書類名	チェック	既営業者	新規開業	備考
1	推薦書交付願		○	○	
2	理由書		○	○	
3	借入申込書		○	○	
4	工事・設備の見積書及び図面		○	○	見積書の宛名は、借入申込人と同一であること
5	賃貸借等の条件が明示された書類		△	○	●既営業者は敷金、権利金、土地・店舗の買収等がある場合に必要 ●契約に至っていない場合は仮契約書又は物件の説明書でも可、ただし、敷金、権利金等の金額が記入されているもの
6	営業証明書		○		「営業許可証」ではなく、過去3年間における行政処分の有無を記載した保健所が発行する証明書
7	商業登記簿謄本		△	△	法人の場合に必要
8	創業計画書		△	○	初回決算が済んでいない場合に必要
9	同型の返信封筒		△	△	郵送を希望の場合に必要。郵送の場合には、資料不足等の防止のため送付前にセンターにご確認ください。切手をお忘れなく

借入提出書類の交付先一覧

◎書類の交付を受ける際は、印鑑、身分証明書、委任状等が必要になりますので、必ず官庁の方へ確認をしてください。

筑紫野市役所 092-923-1111
福岡県筑紫野市石崎1丁目1番1号

- 印鑑証明書(個人)..... 市民課
- 法人市民税の納税証明書(法人)..... 収納課
- 個人市県民税の納税証明書(個人)..... 収納課
- 市税の滞納のない証明書(個人・法人)..... 収納課
- 所得証明書、課税・非課税証明書(個人)..... 税務課
- 固定資産評価証明書(個人・法人)..... 税務課

筑紫税務署 092-923-1400
筑紫野市針摺西1丁目1番8号

- 法人税の納税証明書(法人)
- 所得税の納税証明書(個人)

福岡県筑紫県税事務所 092-513-5573
大野城市白木原3丁目5番25号 筑紫総合庁舎 4階

- 法人県民税の納税証明書(法人)
- 事業税の納税証明書(個人・法人)
- 県税に未納のない証明書(個人・法人)

福岡法務局筑紫支局 092-922-2881
筑紫野市二日市中央5丁目14番7号

- 印鑑証明書(法人)
- 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(法人)
- 不動産登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(個人・法人)

融資関連窓口のご案内

日本政策金融公庫 福岡西支店
〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-9-39 福岡舞鶴スクエア8階
TEL.0570-089806

福岡県信用保証協会 本所/本所営業所
〒812-8555 福岡市博多区博多駅南2丁目2-1
TEL.092-415-2601 FAX.092-415-2616

(公財)福岡県生活衛生営業指導センター
〒812-0044 福岡市博多区千代1丁目2-4
TEL.092-651-5115 FAX.092-651-5147

(公財)福岡県生活衛生営業指導センターとは...
生活業専門の指導機関として生衛法に基づいて知事が指定した公益財団法人です。生活衛生同業組合に加入されていない方、新規開業の方へ都道府県知事の推薦書を交付しています。

福岡県信用保証協会とは...

中小企業が金融機関から事業資金を借入する際に「公的な保証人」となって資金調達をサポートする機関です。保証にあたっては保証料を支払う必要があります。

融資申し込みのポイント



お申込み前に、早めの相談を

資金が必要となる2~3か月前には手続きが完了するよう、金融機関や商工会に相談しましょう



具体的な事業計画(返済計画)

単に「いくら必要」だけでなく、「何に」「いくら」使い、「どうやって利益を出し返済するか」を数値的根拠で示しましょう



財務諸表(決算書)の整備

黒字化の確保と利益積み上げ、現預金の安定を常に意識し財務諸表を整えておきましょう